

# 福岡県公報

平成二十七年一月九日  
第三千六百五十八号  
増刊 ①

## 目次

### 規則 (第一号―第二号)

○福岡県農林水産業振興審議会規則

(農林水産政策課) ……………一

○風致地区内における建築等の規制に関する条例施行規則を廃止する

規則

(公園街路課) ……………二

○福岡県社会福祉法施行細則の一部を改正する規則

(福祉総務課) ……………二

## 規則

福岡県農林水産業振興審議会規則を制定し、ここに公布する。

平成二十七年一月九日

福岡県知事 小川 洋

### 福岡県規則第一号

福岡県農林水産業振興審議会規則

(趣旨)

**第一条** この規則は、福岡県農林水産業・農山漁村振興条例(平成二十六年福岡県条例第五十一号)第九条第四項の規定に基づき、福岡県農林水産業振興審議会(以下「審議会」という。)の組織及び運営等に関し、必要な事項について定めるものとする。

(組織)

**第二条** 審議会は、委員二十四人以内で組織する。

(委員)

**第三条** 委員は、学識経験を有する者等のうちから、知事が委嘱する。

2 委員の任期は、二年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 委員は、再任されることができる。

(会長)

**第四条** 審議会に会長を置き、委員の互選により選任する。

2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

3 会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、会長があらかじめ指名する委員が、その職務を代理する。

(専門委員)

**第五条** 専門の事項を調査審議するため必要があるときは、審議会に専門委員を置くことができる。

2 専門委員は、学識経験を有する者等のうちから、知事が委嘱する。

3 専門委員は、当該専門の事項に関する調査審議が終了したときは、解嘱されるものとする。

(会議)

**第六条** 審議会の会議は、会長が招集する。

2 会長は審議会の会議の議長となり、議事を運営する。

3 審議会は、委員の半数以上が出席しなければ、会議を開き、議決することができない。

4 審議会の議事は、会議に出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(部会)

**第七条** 審議会は、必要に応じて部会を置くことができるものとし、部会に属すべき委員及び専門委員は、会長が指名する。

2 部会に部会長を置き、当該部会に属する委員の互選により選任する。

3 部会長は、当該部会の事務を掌理する。

4 部会長に事故があるとき、又は部会長が欠けたときは、当該部会に属する委員のうちから部会長があらかじめ指名する者が、その職務を代理する。

5 審議会は、その定めるところにより、部会の議決をもって審議会の議決とすることができる。

6 前条の規定は、部会について準用する。この場合において、同条中「審議会」とあ

るのは「部会」と、「会長」とあるのは「部会長」と読み替えるものとする。

(庶務)

第八条 審議会の庶務は、農林水産部農林水産政策課において処理する。

2 部会の庶務は、当該部会の審議事項を所管する課において処理する。

(補則)

第九条 この規則に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(福岡県農業・農村振興審議会規則の廃止)

2 福岡県農業・農村振興審議会規則(平成十三年福岡県規則第五十九号)は、廃止する。

風致地区内における建築等の規制に関する条例施行規則を廃止する規則を制定し、ここに公布する。

平成二十七年一月九日

福岡県知事 小川 洋

福岡県規則第二号

風致地区内における建築等の規制に関する条例施行規則を廃止する規則

風致地区内における建築等の規制に関する条例施行規則(昭和四十五年福岡県規則第三十七号)は、廃止する。

附 則

この規則は、平成二十七年四月一日から施行する。

福岡県社会福祉法施行細則の一部を改正する規則を制定し、ここに公布する。

平成二十七年一月九日

福岡県知事 小川 洋

福岡県規則第三号

福岡県社会福祉法施行細則の一部を改正する規則

福岡県社会福祉法施行細則(昭和二十九年福岡県規則第六十一号)の一部を次のように改正する。

第二条第一号の七中「第五十五条において準用する民法第八十三条」を「第四十七条の三」に改める。

第七条中「登録税法施行規則(明治三十二年勅令第二百五号)」を「登録免許税法施行規則(昭和四十二年大蔵省令第三十七号)」に、「登録税の課税免除の」を「登録免許税の非課税措置を受ける」に改める。

様式第一号の四その二(裏)中「第1号から第3号まで及び第4号ナからハマまで」を「ㇿㇿ」に改める。

様式第一号の五中「第55条」を「第47条の3」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。